

■(県犬養)橘三千代
たちばなのみちよ
第5回遣唐使 665＝

宮人。持統天皇の信頼を得、再婚した藤原不比等の昇進を支援、夫没後も娘光明子の立后を実現。

この頃、県犬養連東人の娘に生まれる。

その本貫については、県犬養氏本来の職掌、光明皇后誕生伝説の分布などから、かつて茅渟県の存した和泉国とみる説と、光明子立后を準備した天平改元の機となる瑞亀を出した河内国古市郡とする説がある。この地域は渡来系氏族が集住し、仏教が早くから普及したと推定されるが、三千代も仏教に深く帰依しており、またその光明皇后に与えた影響も推測に難くない。

壬申の乱・ 672＝ 7歳：

・ ・ ・ ・ ・ 674＝ 9歳：

・ ・ ・ ・ ・ 679＝14歳：氏族子女の朝廷出仕を促す詔が出たことで、

・ ・ ・ ・ ・ 681＝16歳：_この頃、後宮に出仕、おそらく阿閑皇女宮に配属され
・ ・ ・ ・ ・ 682＝17歳：この頃、敏達天皇の血をひく美努王に嫁す。_皇后(持統天皇)の信頼を得、内侍司となるか。
・ ・ ・ ・ ・ 683＝18歳：この年誕生した_草壁皇子の子軽皇子の乳母となるか。
八色の姓・ 684＝19歳：葛城王(橘諸兄)を出産、直後に大地震。

天武天皇没・ 686＝21歳：密告により大津皇子自尽。

浄御原令・ 689＝25歳：藤原不比等が表舞台に登場。草壁皇子が死去。

持統天皇即位 690＝26歳：持統天皇が正式に即位したのに伴い、

・ ・ ・ ・ ・ 692＝27歳：*持統天皇側近の典侍に昇格。

・ ・ ・ ・ ・ 693＝28歳：不比等が藤原氏最高位者となる。

藤原京遷都・ 694＝29歳：この頃、第二子佐為王(橘佐為)を産む。直後に夫美努王が筑紫に赴任。

・ ・ ・ ・ ・ 695＝30歳：この頃、牟漏女王を出産。

高市皇子謀殺 696＝31歳：高市皇子が不審死。帰京した夫美努王と離別し、この頃、_藤原不比等と結びつき、

不比等娘入内 697＝32歳：_軽皇子が皇太子となり、続いて文武天皇として即位したため、乳母の頂点御母として直広肆(従五位)に準じ、不比等の娘宮子が入内すると、将来の天皇夫人をと、

不比等確立・ 698＝33歳：

大宝律令・ 701＝36歳：_文武夫人宮子に首皇子が誕生するのに合わせるように、光明子(安宿媛。のちの光明皇后)を出産。

持統天皇没・ 702＝37歳：_皇子出産後、鬱病となって引籠ったままの宮子に替わり、文武天皇の母阿閑皇女の乳母として国母に匹敵する権能を振るい、夫不比等とともに天皇を支え、急速に覇権を握って行く。

・ ・ ・ ・ ・ 705＝40歳：不比等が一時危篤。この前後、疫病飢饉が拡大。

元明天皇即位 707＝42歳：文武天皇が死去し、元明天皇が即位。

和同開珎・ 708＝43歳：*元明天皇即位の大嘗祭の宴で天武朝から歴代に仕えた忠誠を嘉して、杯に浮かぶ橘とともに橘宿禰の氏姓を賜与され、以後、県犬養橘宿禰三千代と称する。

平城京遷都・ 710＝45歳：美努王が死去。

この間、県犬養氏の実質的な長になったとみられ、橘夫人厨子を製作か改変したらしい。

・ ・ ・ ・ ・ 713＝48歳：娘牟漏女王を不比等次男房前に嫁がせる。

日本書紀始・ 714＝49歳：首皇子が元服し、立太子。牟漏女王が男児(永手)出産。

元正天皇即位 715＝50歳：元明譲位で元正天皇即位。父が死去。_内侍の待遇改善が実現、後宮女司を統括する尚侍となるに至る。

光明子入内・ 716＝51歳：_安宿媛が皇太子妃として入内。

行基活動禁圧 717＝52歳：喪が明けて復歸するとともに、_従四位上から従三位に昇叙。不比等も名実ともに廟堂首班となる。

養老律令・ 718＝53歳：安宿媛の第一子は女児であった。

・ ・ ・ ・ ・ 719＝54歳：

藤原不比等没 720＝55歳：*夫不比等が死去。黒作懸佩刀を首皇子に献上か。長屋王が廟堂首班となる。

長屋王右大臣 721＝56歳：正三位に進んだ。同年、元明太上天皇の重病のために出家入道し、これにより食封・資人を辞したが、優詔あって許されなかった。

聖武天皇即位 724＝59歳：_元正譲位で首皇子が聖武天皇として即位し、安宿媛は夫人光明子となる。長屋王と藤原氏の関係悪化。

・ ・ ・ ・ ・ 725＝60歳：光明子の男児出産を願い、不比等遣児らとともに写経事業開始。

渤海交流始・ 727＝62歳：一族の県犬養連らの宿禰姓への改姓を請い許されたほか、光明子の競争相手であった県犬養宿禰広刀自の入内も三千代の推挙によるものと思われる。_光明子が男児出産、基王と名づけ、異例の立太子させるも、

渤海交流始・ 728＝63歳：_基王が夭折。

長屋王の変・ 729＝64歳：*ついに不比等遣児ら謀って長屋王を自尽に追い込み、光明子を(非皇族初の)皇后とするに至る。

・ ・ ・ ・ ・ 730＝65歳：_後顧の憂いを避けるべく、藤原氏の財産で皇后が慈善事業を行うように措置し、

遣唐使9・ 732＝67歳：_不比等死去後そのまま与えられていた職田・位田・封戸全てを官に返還して、

風土記完了・ 733＝68歳：_没した。時に内命婦正三位。葬儀は散一位に准ぜられた。